

長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程

第1条 長野県看護大学大学院における教育上の目的を、次のとおり定める。

長野県看護大学大学院は、看護学に関する理論と実践を専門的かつ学際的に探究するとともに、看護の質の向上及び看護学の発展に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成することを目的とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。